

9/28 (木)の行事



報道発表資料の配付日時 9月28日(木)

発表項目 (行事名)	「北海道感染症対策十勝地方連絡本部 第2回地方連絡本部会議」の開催について	
概要	<p>新型コロナウイルス感染症に係る10月以降の対応等について、関係部署との情報共有、連絡体制を構築していくことを目的に、次のとおり会議を開催しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和5年9月28日(木) 17:00~17:30</p> <p>2 場所 十勝総合振興局 地下S会議室</p> <p>3 出席者 北海道感染症対策十勝地方連絡本部構成員(別紙)</p> <p>4 内容 新型コロナウイルス感染症の動向と10月以降の対応等について</p>	
参考		
報道(取材)に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク 記者レク	
その他		
担当 (連絡先)	北海道十勝総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課 (担当:熊谷)	

TEL 0155-26-9072 (直通)

北海道感染症対策十勝地方連絡本部設置要綱

(趣旨)

第1条 感染症対策の推進及び関係機関等との連携を図るため、「北海道感染症対策十勝地方連絡本部」(以下、「地方連絡本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 地方連絡本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の五類感染症移行に向けた対応の推進に関すること
- (2) 病原性が大きく異なる変異株が生じた場合の初動対応に関すること
- (3) その他、必要な事項に関すること

(組織)

第3条 地方連絡本部には、地方連絡本部長、地方連絡副本部長及び地方連絡本部員を置く。

- 2 地方連絡本部長は、十勝総合振興局長をもって充て、地方連絡本部の事務を総理する。
- 3 地方連絡副本部長及び地方連絡本部員は、別紙構成図を基本とし、感染動向等に応じ、地方連絡本部長が指名する。
- 4 地方連絡本部には、必要に応じ班長を置くことができる。

(地方連絡本部会議)

第4条 地方連絡本部長は、所掌事項を協議するため、必要に応じ、地方連絡本部の会議(以下「地方連絡本部会議」という。)を招集する。

- 2 地方連絡本部会議は、地方連絡副本部長、地方連絡本部員をもって構成する。
- 3 地方連絡本部長は、道の職員以外の者を地方連絡本部会議に出席させ、意見を求めることができる。

(地方連絡本部の庶務)

第5条 地方連絡本部の庶務は、保健環境部保健行政室が処理する。

(運営に関する必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地方連絡本部の運営等に関し必要な事項は、地方連絡本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

北海道感染症対策十勝地方連絡本部 構成員

役 職	所 属	氏 名
本部長	十勝総合振興局長	芳 賀 是 則
副本部長	十勝総合振興局副局長	木 下 広
副本部長	十勝総合振興局副局長(建設管理部担当)	劔 持 浩 高
副本部長	十勝総合振興局技監兼保健環境部長	森 昭 久
副本部長	十勝教育局長	新 山 知 邦
本部員	十勝総合振興局地域創生部長	相 内 宣 人
本部員	十勝総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長	小 原 由 佳
本部員	十勝総合振興局保健環境部保健行政室長	高 橋 茂 紀
本部員	十勝総合振興局産業振興部長	中 谷 浩 樹
本部員	十勝総合振興局地域産業担当部長	小 森 康 広
本部員	十勝総合振興局森林室長	中 村 喜 裕
本部員	十勝総合振興局帯広建設管理部長	武 田 哲 也
本部員	十勝教育局次長	多 田 博 昭
班員	十勝総合振興局総務課長	梅 谷 一 郎
班員	十勝総合振興局地域創生部地域政策課長	範 国 修 史
班員	十勝総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課長	熊 谷 毅
班員	十勝総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課長	吉 田 祐 子
班員	十勝総合振興局関係部各課長	